

答 申 書

1 審査会の結論

羽幌町長（以下「実施機関」という。）が、平成26年8月4日付け羽総情号で行った公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）において非公開とした部分のうち、3の（4）（イ）において掲げる情報を公開することが妥当である。

2 異議申立ておよび審査の経緯

（1）異議申立ての経過

（ア）本件の異議申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成26年7月28日付けで、「産業課の特定の職員に関する旅行命令及び復命書（平成25年度～平成26年7月25日迄）」につき、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第9条に基づき公文書の公開請求（以下「公開請求」という。）を行った。

（イ）同年8月4日付けで実施機関は、申立人の行った公開請求に対して、条例第10条第1項の規定に基づく本件処分を行い、その旨を申立人に通知した。

（ウ）同年8月7日付けで申立人は、実施機関に対し、本件処分のうち、「中心市街地活性化（TMO問題）に係る法律相談について（以下「本件対象公文書」という。）」中、非公開とした部分の取り消しを求める異議申立てをしたので、実施機関は同年8月18日付けで、羽幌町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条に基づく諮問を行った。

（2）公開請求の対象となった公文書について

実施機関は、公開請求に基づき次のとおり公文書を特定した。

（ア）平成25年度分復命書及び旅行命令書

- ① 補助金事務に関する打合せの復命について
- ② 補助事業（財産処分申請関係）打合せ（復命書）
- ③ 懸案事項（株）ハートタウンはぼろ関係）打合せの復命について
- ④ 中心市街地活性化（TMO問題）に係る法律相談について
- ⑤ 経済産業局商業振興室との打合せの復命について
- ⑥ 経済産業局商業振興室との打合せの復命について
- ⑦ 補助事業（財産処分申請関係）打合せ（復命書）

（イ）平成26年度分復命書及び旅行命令書

- ① 補助事業（財産処分申請関係）打合せ（復命書）
- ② ハートタウンはぼろ購入に関する土地賃貸借契約の打合せについて

- ③ 借地権者の地位承継に関する契約締結（復命書）
- ④ 補助事業（財産処分完了報告等）打合せ（復命書）

（3）審査の経緯

（ア）当審査会における審査手続きとして、平成26年8月18日開催の第1回目の審査会後、同年8月20日付けにて実施機関に対し非公開理由の説明を求め、申立人に対しては、意見陳述等の有無を照会したところ、同年8月27日に意見陳述を希望する旨報告を受けた。

（イ）同年9月22日に第2回目の審査会を開催し、実施機関側より本件処分に関して非公開とした理由の説明を受け、申立人においては、異議申立てに関する意見陳述が行われた。

（ウ）同年10月23日に第3回目の審査会を開催し、審議をした。

（エ）平成27年2月4日に第4回目の審査会を開催し、審議を経て答申書の作成に至った。

3 審査会の判断

当審査会は、実施機関が本件処分により一部公開とした公文書を検分したうえで、異議申立ての理由として、「この条例は、町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資することを目的」とする条例第1条に反するものであること。さらに、「ハートタウンはぼろ」は、平成26年7月1日付けで町有化され、今後、町予算をもって維持管理されるものであり、町民に対しては、広く情報を公開すべきものであり、一部を非公開とした決定は、町民の知る権利を著しく阻害するものである旨の主張、および意見陳述の内容や実施機関の非公開理由説明に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のとおり判断するものとする。

（1）条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、現に保有する公文書の公開請求があった場合、当該公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第6条第1項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報の該当性について、事案の内容に即し、個別のかつ適切に判断されなければならないことはいうまでもない。

(2) 商業複合施設「ハートタウンはぼろ」について

羽幌町は、町内中心市街地の衰退や空洞化を背景とした中心市街地の活性化具体案の提示を羽幌町商工会から受けた後、庁内審議や町民ワークショップ等による住民意見を踏まえ、平成14年4月に「羽幌町中心市街地活性化基本計画」を策定している。

同年5月には、第三セクター「株式会社ハートタウンはぼろ（資本金6,000万円のうち、その3分の1に当たる2,000万円を羽幌町が出資）」（以下「当該法人」という。）が設立されるとともに「羽幌町中心市街地活性化タウンマネジメント構想」が作成され、平成17年6月、当該法人は、これらの計画や構想に基づき、商業再編の拠点整備として、商業複合施設「ハートタウンはぼろ」（以下「施設」という。）を建設し、オープンして以来、羽幌町の地域振興の一端を担ってきた。

しかし、当該法人は、平成24年6月のキーテナント撤退後、後継テナントの早期出店を目指し誘致活動を実施したものの出店には至らず、厳しい経営状況が続いている。平成25年の株主総会后、当該法人の再生に向けた「ハートタウンはぼろ再生検討会議」を設置し、協議を重ねた結果「町有化による再生を」との報告がなされ、同年9月、当該法人から施設の町有化に向けての支援要請書が羽幌町に提出されている。

そして、羽幌町および羽幌町議会等関係機関における調査・議論の末、平成26年3月開催の羽幌町議会定例会において、施設等の取得費用を含めた平成26年度一般会計予算議案が可決、さらに同年6月には施設等の財産の取得についての議案が可決され、同年7月1日付けをもって当該法人との契約を経て町有化され、現在に至っている。

なお、平成24年度答申第1号に記載しているとおり、当該法人は、羽幌町を最大の株主とする第三セクターではあるが、法律上は、株式会社として経営運営されている一営利法人であることを否定し得ないから、当該法人に公益性があるといっても、条例第6条第1項第3号アに規定する「法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と判断できる部分に限り、非公開とすることはやむを得ないと考えられる。

(3) 本件対象公文書について

本件処分において、実施機関が公開した公文書は2(2)に記載のとおりであり、そ

のうち異議申立ての対象となっているものは「中心市街地活性化（TMO問題）に係る法律相談について」のみとなっている。

本件対象公文書は、羽幌町が施設等を購入した場合におけるテナントおよび土地所有者との法的関係の整理について、羽幌町が属する北海道町村会の顧問弁護士に相談した内容を復命した記録となっている。つまり、羽幌町が平成26年7月1日付けをもって購入することになった施設に入店している「テナントとの契約に関する内容」や、施設の借地に関して当時の土地所有者との「賃貸借に関する内容」について、平成25年12月9日に羽幌町の職員が確認した内容を記録しているものである。

（４）条例における非公開情報の該当性について

（ア）条例第6条第1項第2号および同項第3号アにおける非公開情報の解釈

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」として、同号ただし書きのアからウまでに掲げる情報を除いて非公開とするものと定めている。

本号は、個人の尊厳および基本的人権の尊重の観点から、個人情報の非公開の趣旨は、個人のプライバシーの保護にあることに重点をおき、個人のプライバシーに関する情報を基本に非公開の範囲を限定するとともに、プライバシーという概念が必ずしも明確でないことから、プライバシーの客観的判断基準として個人識別による判断を組み合わせた方法により、個人情報の非公開の範囲を定めたものである。

次に、条例第6条第1項第3号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することがより必要であると認められるものを除く。」として、同号アは「公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と定めている。

本号は、法人等または事業を営む個人の企業活動上の利益を原則として保護し、その自由な事業活動を保障しようとする趣旨で、公開することにより法人等又は事業を営む個人の権利や競争上の地位を損ない、または正当な利益を損なうと認められる情報を非公開情報として定めたものである。

「法人とその他の団体」とは、株式会社、有限会社等の営利法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人等の公益法人等すべての法人をいい、また、町内会や消費者協会、婦人会、福祉団体のような法人以外の法人格を有しない団体で、規約を有し代表者の定めがあるなど団体としての実態を有しているものをその他の団体という。

「事業を営む個人とその事業に関する情報」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農

業、林業等を営む個人をいい、その事業に関する情報とは、直接的な事業活動に関するもののほか、事業用資産に関する情報などの間接的な事業に関する情報のことである。

「権利、競争上の地位その他の正当な利益」とは、当該法人等の情報が請求者のみならず、広く一般に知られることにより、事業競争上で不利益を受けることが通常予想され非公開により守られる利益のことである。

(イ) 本件対象公文書において非公開とした「別紙記録」の相談内容中、1 ページ目「18・19 行目」「23 行目」、2 ページ目「1 行目～4 行目」「12 行目」「15 行目～17 行目」「35 行目」、3 ページ目「1 行目」「19 行目～27 行目」について

この部分で非公開とした情報は、当時の施設の借地における土地所有者との賃貸借に関する契約内容、契約期間、支払方法である。

実施機関の非公開の理由としては、当該施設が羽幌町の所有になったとはいえ、当時、民間同士で取り交わされていた契約内容であり、公表されている情報ではなく、また、町が何ら関与していなかった情報であり、一部において憶測や詳細が不明な情報もあることから、公にすることにより、個人の権利利益や法人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第 6 条第 1 項第 2 号および同項第 3 号アに該当するとしている。

当審査会で検分したところ、実施機関の説明のとおり、当時の施設の借地における土地所有者との賃貸借に関する契約内容、契約期間、支払方法が記載されていることを確認している。

確かに、申立人のいうとおり、当該施設等は、すでに羽幌町が所有し維持管理しているものであるため、町民に対しては、広く情報を公開すべきものであるという主張は理解できる。

しかし、原則として公開しなければならない情報公開制度においても、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、法人等の事業活動を損なうような情報などが含まれている場合には、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。また、本件における土地の賃貸借については、平成 26 年 7 月 1 日付けをもって、土地所有者と羽幌町とで新たに賃貸借契約を締結しているが、その契約自体も当時と町有化後では、必ずしも同じ内容になるとも限らないため、個々の事案の内容に即し、個別のかつ適切に判断していかなければならないと考える。

以上を踏まえ、非公開とした部分を検証するものとする。

まず、本件土地の賃貸借に関しては、「借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）」（以下「法律」という。）に基づき契約されており、この法律では、「建物の所有を目的とする地上権及び土地の賃借権の存続期間、効力等並びに建物の賃貸借の契約の更新、効力等に関し特別の定めをするとともに、借地条件の変更等の裁判手続に関し必要な事項」が定められている。これによると、非公開とした情報の中には、法律によって定められている手続きに沿った契約方法・期間が記載されている部分があることが認められ、支払方法についても、確かに当時、民間同士が契約した内容の一部ではあるが、その手段としては特殊なものではなく、一般的な手続きによって支払われてい

る状況にあり、それに対する対応方法についても特に問題ない内容であるといえる。さらに、本件処分後に公開している別の関連文書の公開状況を踏まえると、部分的にはあるが、公開の対象となっている情報も含まれていることが認められた。

これらのことから、非公開としている情報は、いずれも当時の民間同士の契約内容に当たる情報ではあるが、もはや公にしたとしても権利利益を害するおそれが見当たらない部分については、公開することが妥当であると考えられる。

以上の理由により、別紙記録の相談内容中、1 ページ目「18・19 行目」「23 行目」、2 ページ目「1 行目～4 行目」「12 行目」「15 行目～17 行目」「35 行目」、3 ページ目「1 行目」については公開が妥当であると判断し、その余の部分については、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1項第3号アの規定に基づき非公開とすることが妥当である。

(5) 結論

以上のとおりであるから、本異議申立てに対して当審査会は、上記1の結論のとおり答申するものとする。

4 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 後藤 英文

職務代理者 花村 春光

委 員 岡戸 千佳子、足達 由香、村上 隆宏